

第3回遺伝子組換え作物の栽培に関する検討委員会議事録

日時：平成17年3月23日（水）18：30～

場所：都庁第2本庁舎10階 202会議室

1 開 会

三谷事務局長 お待たせいたしました。ただいまから第3回遺伝子組換え作物の栽培に関する検討委員会を開催いたします。本日は、委員の皆様方にはお忙しいところご出席いただきまして、ありがとうございます。また、前回の委員会の際に、この第3回を2月中に開催するというお知らせをいたしておりましたけれども、諸般の事情によりまして当初の日程を変更して、本日になりましたことをご詫言申し上げたいと思います。

また、この委員会は原則公開というかたちをとっております。今回も前回と同じように傍聴の方がいらっしゃいますので、委員の方々もよろしくお願ひしたいと思います。

なお、傍聴の方々には、すでに「傍聴される方へ」と書いたものをお示ししております。その書かれた内容につきまして、守っていただくようお願いいたします。

本日の委員会には、お手元の議事次第にお示しいたしましたとおり、遺伝子組換え作物の栽培への都の対応のあり方について、それから遺伝子組換え作物の栽培に関する検討委員会の報告につきまして、おもにご議論いただきたいと思います。

それでは、この先は座長の大塚先生にバトンタッチしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

2 議 事

大塚座長 それでは、はじめさせていただきます。まず、議事にありますように、配布いただいている資料の説明から、事務局のほうにお願いしたいと思います。

鈴木 それでは、資料の説明をさせていただきます。お手元の次第の4ページ目から資料集ということで、用意してございます。

まず最初は、前回の検討委員会の議事録ということですが、これは2回目から今回まで間があいてございますので、すでにご確認いただいたもので、もうホームページに出ているものでございます。

それから22ページ目以降なのですが、これが都内農業者に対するアンケート結果ということで、第2回ときに、その1ということでお示ししまして、これがその第2弾ということになりますが、農業会議のほうに委託した部分の速報値です。

回収件数がおよそ1千強ということでございまして、前回のときと比べるとやや関心がない層、無回答とか、そういう部分が多いかというふうに見えるかと思ひます。対象は認定農業とか農業経営者クラブの会員ということで、調査したものです。傾向としては、前回のものとそう変わらないと思ひます。先ほども申し上げましたように、全体として関心度が薄いということは見えるかと思ひます。

26ページ目から、前回座長のほうからありましたフォーラムをどんなふうにするのかということございまして、3月19日にフォーラムを開催いたしました。そのときのアンケートの結果をざっとまとめたものです。なかなか、思っていたように人は集まらなかったかなという感じはあるのですが、集まっていた方には、おおむね満足いただけたのかなと思ひますが、まだいろいろこういう会を考えていかないとならないかなと思ひます。

最後、資料集の29ページで検討委員会の報告素案ということになっておりますが、それがこれとは別に大

きい紙1枚で、「検討委員会報告(案)について」ということで、まとめてあります。いままでご議論をいただいた部分につきまして、右側の部分に「都への提案」ということで、まとめさせていただきます。

まず留意点として、都の農業振興施策との整合性が必要と。その前提のもとに以下の事項につき、何らかの明文化をしていくということで、これについての説明はよろしいでしょうか。説明に入ってよろしいでしょうか。

大塚座長 はい、お願いします。

鈴木 「検討委員会報告」ということで、1枚にまとめてあります。左側から問題点の指摘ということで、今回の発端ということでございますけれども、カルタヘナ法だけでは不十分ではないかということで、例えば、自治体への情報提供の規定がないとか、一般農作物への影響ということが考えられていないということ。それから国自体がいまの状況で十分責務を果たしていないのではないかと。それから3番目として、研究者と市民のあいだのコミュニケーションがうまくはたっていないのではないかと、そういうところからスタートしているというふうに考えているかと思えます。

基本的スタンスとしまして、ご議論のあったところですが、視点としては研究開発は将来にわたって必要であり、慎重に実施するべきであろう。生態系のリスクの問題もあるけれども、特に同種の農作物への交雑が問題となるのではないかと。それからさらに、今回は閉鎖系の試験研究は対象外として、農作物への交雑の恐れということから開放系の試験研究を対象とするということが視点になったと思えます。

対応のほうですが、一番目として交雑・混入防止ということで、試験研究、いわゆるここでは隔離圃場での試験研究という区分けをしておりますけれども、隔離圃場への試験研究への対応と、商用栽培としておりますが、一般圃場での栽培への対応は分けて考えるべきであろうということがあったかと思えます。

それから交雑に関しましても、交雑が容易であるもの、あるいはなかなか交雑しにくいものがあるので、一律ではなくて、品種ごとに考えていく必要があるのではないかと。それから交雑だけではなくて、混入防止という視点も必要だろうということがあったかと思えます。

2番目としまして、情報公開ということで、都民に対しての情報公開が重要なポイントであろう。それから無関心層もけっこう多いのではないかと。その関心を高め、認識を高める努力も必要だろうということがあったかと思えます。

その他、経済的な被害ということで、交雑に伴った経済的な被害への対応、それはどういうふうを考えていくべきかというご議論があったかと思えます。

その部分も踏まえまして、都の提案ということで、こんなようにまとめてはどうかということで示したものが、一番右側になります。先ほども申しましたが、留意点として当然、都の農業振興施策との整合性が必要だという前提のもとに、短期的対応としましては、まず隔離圃場における試験研究の栽培については、隔離圃場の試験研究栽培というのは具体的に、どのどういう施設をいうのかということをもまず決め込む必要があるだろうと。

それから現在、農林水産省の試験研究施設においては、独自に実験指針というのがございますので、少なくともそれに準拠するような指導が必要だろうということです。

それから一般圃場における栽培としましては、一律に禁止ということではなくて、地域住民の理解、交雑・混入防止措置、補償などをどういうふうにするのかということを示した栽培計画書を都へ事前に示して協議していったらどうかということ。そのなかで食用作物への交雑の可能性があるものについては、特に慎重に対応すべきだろうということでございます。

2番目として、都における情報公開と市民参加ということで、情報公開と市民参加の手法をさらに確立していく必要があるだろう。

それから中長期的対応ということになりますけれども、たびたびお話がありました科学的な検証のシステムがまだ不十分なので、そのへんも充実していくようなもの。それから共存という考え方、それをどう取り入れていくかという考え方が必要になってくるだろうということでございます。

フリーゾーンにつきましては、一律に禁止ということではないのですけれども、自主的に取り組むような方々に対しては、情報提供を行っていくべきだろうということ。それからリスクコミュニケーションの推進、それから対応策、これは社会的、あるいは科学的進歩によって随時変わっていきますので、随時見直しが必要であろうということです。

それから、自治体だけで判断できない部分、あるいは基準をつくれない部分がございますので、国に対して、例えば、経済的被害の対応の考え方等については、基本的なラインを示してもらえないかというような要望があるかと思います。以上です。

大塚座長 どうもありがとうございました。それでは、意見交換と、それから今日は委員会の報告をまとめるということを行わなければいけないわけですので、その協議に入りたいと思います。

まず、いまのご説明に関して、委員の方で何かご質問等がございましたら、最初にいただいておりますが。

熊澤委員 ありがとうございます。まず、ちょっと私はいま、混乱しているのですけれども。事前にメールでいただいた文章と、今日いただいたA3の案の関係がちょっとわからなかったのが、このあたりがどうなっているのかということ。

二点目が、基本的スタンスの下のところ、小さな四角の枠で書いてある「流通段階における混入・表示については別途」というのを、もう少し詳しく説明していただきたいのですけれども。

三谷事務局長 事前にお配りしたメールで、ご意見をちょうだいしたものとしましては、文章表現その他については、かなり見る人によっていろんな意見があって、この委員会で今日、文章としてたたき上げるには、なかなか大変だということもございまして、今日お示した基本的な枠組みといたしますが、項目についてご確認をいただいた上で、またそのあと先生方に頂戴した意見をもとにして、案文としてもう一度、私どものほうで取りまとめをしたいというふうに考えております。

もちろん、一回だけのやり取りではなかなかうまくいかない。先生方のほうからいただく意見も、いろんな項目にわたっておりますので、それについては、一度文章化について、私どもに少し時間をいただきたいということでございます。

本日の最終的な、今日の段階での取りまとめを踏まえて、もう一度文章化したものを先生方に、個別になるかと思いますが、ご検討いただきたいと思っております。実は都庁内部でも、文章化するとなると一言一言でいろんな意見が出るものですから、そこまでこの委員会の席でやるのも時間的に辛いということもございまして、本日のご議論はこのペーパーをベースにひとまずお願いしたいと思っております。

それから流通段階につきましては、鈴木がご説明いたします。

鈴木 この部分の説明をし忘れました。申し訳ございません。交雑・混入ということでありまして、それで混入防止という言葉が上のほうにあるのですけれども、この混入防止というのは、いわゆる生産段階、農家段階で、例えば、収穫物、となりの畑の収穫物と別箇にきちんと管理するとか、あるいは機械を使った場合にどうするのか、そういう意味合いの混入についての対応なり考え方は求めていけるだろうということです。その先の流通段階につきましては、農家というところから離れると思っておりますので、その部分についてはこの中に含まれませんよという意味で、点々書きになって枠の外に出ております。

大塚座長 熊澤委員よろしいでしょうか。

熊澤委員 はい。

大塚委員 そのほかに何かご質問がございますでしょうか。

都田委員 すみません。ちょっと教えていただきたいのですが、この紙の真ん中の基本的スタンスの一番最後のところ、(3)その他ですけれども、交雑等に伴う農家の経済的な被害への対応という視点と書いてありますけれども、交雑等に伴うという場合は、例えば、風評被害的なものの中に入るのかどうか、確認させていただきたいのですが。

鈴木 ここは、ちょっと整理が足りないかと思うのですが、交雑等というのは交雑・混入という意味合いで、交雑等と書いてございます。それから、風評被害については、基本的に考えの中には入れないような整理の仕方のほうがいいかなと思います。つまり、交雑が混入とかが実際に証明された場合ということになるのかと思います。それを原因とした経済的被害ということになるかと思います。そのへんは、たぶんお話の中でいろいろあるかと思えますけれども。

大塚座長 そうですね。この検討委員会の中で、この内容をこれからまた議論していくということになると思いますので、ここでこれはこういう意味というふうに、固定してとらえる必要はないかと思えます。

そのほかには、いかがでしょうか。なければ、実際に中身の検討に入っていきたいと思うわけですが、もう最後ですので、一応このA3で書いていただいた大きな紙に沿いまして議論を進めていきたいと思うのですが、その前に、ここに含まれていないことで重要なことがあるかもしれませんので、全体をいま、事前にメールでいただいたものともほぼ同じだと思いますので、見ていただいているかと思えますが、もれているもの、あるいはその枠組みとして適当かどうかということも含めて、まず最初にご意見をいただけたらと思えます。どなたかいかがでしょうか。

特にないようでしたら、逐条的といいますが、個別に一つずつ検討を進めていきたいと思えます。まず、左側の「問題点の指摘」についてですけれども、1番「カルタヘナ法だけでは不十分」というところですが、何かご意見は。

では、2番目の「国が果たす責務が不十分」ということで、(1)試験研究が不十分、(2)縦割り行政の弊害というような内容になっておりますけれども、これに関してはいかがでしょうか。こういった点を一般的な意味で指摘するというのであれば、特に問題はないのかということですね。

日比委員 国が果たすべき責務が不十分というところで、試験研究が不十分とあるのですけれども、やはり前からお話ししているように、一般圃場での一般的な栽培に対する指針なり何なりが、国で策定していないということが大問題なのですよね。そういうのが策定してあれば、何も東京都としてあらためているんなガイドラインをつくる必要がなく、この隔離圃場における試験研究栽培などというのは、農水省が制定している「第1種使用規定承認組換え作物栽培実験指針」に準じるように言えば、それでいいわけです。

要するに一般圃場における栽培について、国としては特に何も決めていないということなのです。「カルタヘナ条約」の規定はクリアしているから、一般圃場での栽培もいいですよと国のほうが許可するのですけれども、だから実際にはどんどん栽培してもいいのです。法律違反ではないのですけれども、各都道府県とか現場で問題になっているのは、むしろ隣接した非組換え作物との交雑・混入が問題になっていて、それに対して国の方はどうすべきだという指針をまったく示していないのです。それで各県で困るわけです。

例えば、北海道のような対応では、あそこは条例にして国の承認を得た上に、なおかつ道の承認を得よというふうになっています。国の方は二重の承認を得るようなシステムはあまり好ましくないと思っているのですけれども、そこが抜けているからこそ都道府県でやらざるを得ないのであって、その点については、現在、国がやや及び腰なのです。もう少し様子を見ようとかいうスタンスなのかもしれませんけれども、おかげで実際の栽培の問題が起こると都道府県で大騒ぎになるわけです。ですから、やはり農水省に対して、そういった一般圃場における栽培指針、ガイドラインというものを早く策定してもらわないと各県が困りま

すよというようなことで、各県の担当者から要望しないと、なかなか動かないのではないのでしょうか。

大塚座長 ということで、2の1のところに入るかと思うのですが、その下の国への要望という四角のところにも書いてございますけれども、一般農作物との交雑など周辺環境への影響に関する、ここでは試験研究の充実というふうに書いておりますけれども、指針がないということですね。それを早急につくってほしいという要望で、そういう指針がないことによって、様々な問題が起きているということまで含めて、問題点の指摘のところを書いていただければということかと思いますが。

三谷事務局長 各委員がご異論なければ、いまの方向で。ここで言えば、2の「国が果たすべき責務が不十分」のところ、1項目、いま日比先生からお話のあったことを付け加えた上で、国への要望についても、その項目を入れるというかたちで、意見の取りまとめをしたいと思います。

大塚座長 ほかの委員の方、よろしいでしょうか。

それから3番目で、国民の研究者への不信感というところなのですが、これは内容がいま一つよくわからなかったのですが、具体的にどういう問題点を、ここでは考えて、指摘しようということで事務局がおつくりになったのか、もう一度お聞かせいただけます。

鈴木 この部分はいわゆる研究者と市民、研究者ではない素人と言われている人たちのあいだのコミュニケーションが不足しているという意味合いで、特段、意味はないのですが、いわゆるこの問題の前提として、研究者の方々は安全確認は十分されているというふうに言っているわけですし、そういうピアーオールも一所懸命やっているわけですが、それが伝わらないという部分の一つには不信感、安全、安心の、いわゆる安心という部分だと思うのですが、その部分があるのではないかと、そういう意味合いがございます。

大塚座長 ということで、これについて何かご意見はございますでしょうか。

熊澤委員 私も3番は違和感を感じたのですが、まず研究者というのが、政府の研究者の場合と民間の研究者の場合とがありますし、いずれにしても研究者も国民なわけで、何か、国民の研究者への不信感というのは、ちょっと限定されすぎてしまっているのかという印象を受けたのです。もうちょっと広くしたほうがいいのではないかと。

例えば、消費者の立場であれば、政策への不信感というのもあるでしょうし、そういうことを大きく含めて、あとにもこの言葉が出てはくるのですが、もうちょっと広くしてリスクコミュニケーションの不足とかというふうにすると、いろいろな点が入ってよいのではないかとと思うのですが、いかがでしょうか。

大塚座長 ほかに、いかがでしょうか。

平塚委員 そうですね。研究者というよりも、むしろ新技術に対する不振であって、研究者のひと言でおっしゃられますと、身のおきどころがないように感じてしまいますので、できましたら、そのようにお願いしたいと思います。

大塚座長 熊澤委員からは、リスクコミュニケーションの不全といいますか、失敗といいますか、不足といいますか、そのようなご発言だったと思いますけれども。

農林水産部長 リスクコミュニケーションと言うと、また少しいろんな意味合いが入ってくるかと思いますが、ここで事務局がここに判断、問題点を出した相手は、まさに一つは2番の「都における情報公開と市民参加」ですとか、3の「中長期的対応」の中の科学的検証も入れたり、それから のリスクコミュニケーション、この2、3に対応させるようなために入れたものですから、確かに左側の3のご指摘の表現はよくないと。ただ、広くもっと情報を提供すべきですし、様々な、そこにもう一歩踏み込んだ情報提供のあり方として、GMフリーゾーンの手法の提供ですとか、または科学的知見をもう少しわかりやすく説明する

とか、いろいろなかたちがあると思います。そういう意味で、熊澤委員の言われたような、若干広く書くということで、こちらへは事務局として整理させていただけると。いかがでしょうか。

大塚座長 ということは、リスクコミュニケーションと書いてしまうと、答えがばれてしまうといいますが、右の案が答えになっているわけですがけれども、問いの部分としてそれが成り立たなくなる、限定されすぎるといふこともあるのではないかとということですね。ということで、リスクコミュニケーションという言葉は使わずに、国民の新技术、あるいは新技术を取り巻く行政、政策等も含めて、もう少し全体的なイメージ、研究者という非常に限定されるものになりますので、もっと全体的なものに対する不信感というかたちで書いていただくということで、よろしいでしょうか。

農林水産部長 不信感であるとか、不足。

大塚座長 不足、はい。

熊澤委員 国民という言葉がここで使っているのですけれども、このスタンスとしては都民ではなくて国民。

農林水産部長 都民を含む国民ですけれども、ここでは一応、国の問題点を、いずれにしても我々は都の立場でやっていますけれども、それを執行した場合にも当然、国の制度として不十分だし、都も含まれている国であると。国の研究側、政策側ももっと情報を提供するべきですし、東京都も自治体としてもっと努力すべきことはあるという観点です。当然それは民間も含めて。

熊澤委員 この質問をしたのは、この問題点の指摘というところにもう一つ加える必要があるかどうかというのを考えていたからというのもあるのです。前回までの2回までのあいだで、東京都という独自の環境というのが意見が、私も申しましたし、ほかからも、都田さんなどから挙がっていたと思います。生産県でもない、生産はもちろんしているのですけれども、消費者が非常に多いということで、地域独自の、例えば、この遺伝子組換え作物に対する方針のようなものがないということも、問題なのかなと考えたものですから、東京都としてというふうな問題点の指摘というのであれば、入れてもいいかなとぼんやりと考えていたところであったのですけれども。

日比委員 そうなのですね。東京都としてどうするかという委員会だったので、私も東京都の立場はどうであって、消費者の方が多くて、そして有機農法を推進していて、そういう東京都にとって、遺伝子組換えはどうであるかという観点から私も議論したのであって。

これが本当の農業県であって、全然状況が違えばまた別のことを申し上げるわけです。あくまで東京都としてどうかということで、私もいろいろ勉強させていただいて、それに沿ったような意見を挙げてきたわけですので、「都民の」としたほうがよろしいのではないですか。この委員会で検討したのは、国民全体については検討していないですよ。

農林水産部長 よろしいですか。いまの熊澤委員、日比委員のご指摘はごもっともで、議論の課程の中では、確かに東京都の農業振興施策との整合性はどうかのだと。それと同時に日比先生がご指摘されました、国のほうで一般園場における一般作物の栽培指針というのが出ていけば、自治体としてはもう少し違う対応があるということを受けると、東京都の農業振興施策の前提として、国のそういった制度的な不備というのが一つある。

それからもう一つは、東京の場合は、もう少し広い視点で考えると、極めて巨大な市場、消費者というものを抱えていて、消費者の不安感というのと、都民の不安感というのと、いろんな産物が全国から、また世界から入ってくるというような視点でも、受取り方が違うだろうと。そういう意味で、必然的に東京都としても主体的に、この問題に対するスタンスをつくらなければいけないということではご指摘のとおり、東京都の対応の必然性というものが出てくるかと思うのです。ただ、そうしたことの前提として、まず世界的、

または国全体の研究者の動向であるとか、こういったことに対する情報提供のあり方というのはいままでどうだったのだろうかということも触れておきたいというような意味です。

大塚座長 ということですと、熊澤委員がご指摘されたように、3番の国民の新技术等への不信感、あるいは情報の不足とか、そういう大きな問題とは別に、東京都の様々な農業振興政策や、それから東京都に消費者が多いという状況との、これまでの国が行ってきた政策あるいは情報提供との齟齬なり矛盾というようなかたちでの項目を、4番として付け加えていただいたほうが、よりこの検討委員会の性格を反映したものになるのではないかというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。それについて、何か、よろしいでしょうか。ということで、それではお願いします。

一応、これで問題点の指摘というところを終えますが、その下の「国への要望」が四角になっていますけれども、これは報告書の文書の中では、別の項目としてつくるといっていいのでしょうか。それとも、これは単に国への要望をするということ、どこかに付け加えるということでしょうか。

三谷事務局長 資料的には、左側の国への要望と書いてあるものにつきましては、従来からすでに国に対して出している要望がありますよと、ただ、そういう意味であります。基本は、このペーパーの右側にある「国への要望」というのは、今回のご議論を受けて、新たな国への提案、要望を付け加えたものを出しているという意味でございます。

大塚座長 ということですので、ここは一応検討外ということにしたいと思います。では、真ん中の「基本的スタンス」というところに移りたいと思います。1番「視点」としまして、研究開発は将来にわたって必要であり、慎重に実施する。として、生態系リスクの問題もあるが、特に同種農作物への交雑が問題である。として、閉鎖系への試験研究は対象外とするという、対象を定めるということだと思いますが、書いてございますけれども、この点についていかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、2番の対応に移りたいと思います。(1)で、交雑・混入防止ということで、試験研究(隔離圃場)への対応と商用栽培への対応との区分が必要であるということ。それから、交雑に関する品種特性の考慮、として生産段階での混入防止措置ということですが、これに対してご意見はございますでしょうか。

日比委員 この2の1の です。こちらでは試験研究(隔離圃場)で、一方、こちらは隔離圃場、一般圃場というふうになっているので、順序は、私もメールで差し上げたように、隔離圃場で行うか、一般圃場で行うかと分けるべきで、「都への提案」のほうはそうなっているのですね。隔離圃場でやるのは試験研究に決まっていますけれども、一般圃場でやるのにも試験研究の場合もあるし、商用栽培もあるし、それから家庭菜園だってありうるわけです。家庭菜園ならまったく問題がないということでもないわけです。ですから、やはり隔離圃場と一般圃場というふうに、ここでもそういう順序で書かれていたほうが、隣にうまくつながると思うのです。

それから「交雑に関する品種特性(交雑の容易さ)の考慮」というのは、これは何ですか。品種特性というのが、特にわからないのですけれども、種の特性なら、わかりますけれども。もちろん、品種の中に交雑しやすい、しにくいというのはありますけれども、品種というよりは、むしろ作物種ですよ。

それから、生産段階での混入というのは、生産段階でというのは、これはどの段階ですか。最後の収穫段階ですか。

三谷事務局長 説明の不足で申し訳ありません。隔離圃場と一般圃場につきましては、これまでのご議論の中で、そういった整理のほうがいいということですので、それにあらためたいと思います。

それから品種も、これも先生がご指摘のとおり、種の特性ということであらためたいと思います。

それから、生産段階というのは、一番下に流通段階については別途ということと関係あるのですけれども、

一応今回は栽培に関する検討ということでございますので、栽培の範囲で読み込める部分までを生産段階というふうに考えて、取りまとめたいと思います。

日比委員 こどもやはり、生産段階での交雑・混入防止としないと変ですね。

三谷事務局長 (1)のタイトルというのは問題がありますけれども、 、 につきましては、基本的には交雑の問題、 が混入の問題というふうに考えております。どこまでがという仕切りが難しいとは思いますが、それと、生物学的な交雑の話と製品を出荷するまでの段階の、生産者としての混入の問題というふうに分けたいと考えております。

鈴木 先生が言われていることは、よくわかります。要するに 、 に交雑防止措置とは何も書いていないのに、急に混入防止措置と書いてあるのは、混入だけではないかと、そういう意味でございますよね。そのとおりだと思います。

大塚座長 ということで、このへんは細かい文言の話といたしますが、文章作成上の問題であると思いますが、それぞれ混入と交雑の定義とか、隔離圃場、一般圃場等の言葉の定義の問題というものをしっかりしておいていただければいいのではないかと思います。

そのほかに何かご意見。

熊澤委員 生産段階での混入防止措置についてなのですが、生産というのは、どこまで入のかというのが、ちょっと不安に思っているのですが、例えば、去年の種を次の年に使うなどという場合には、生産範囲ではないと思うのです。一度収穫して、貯蔵して次の年に使うわけですから。

またそれを、自分の農家だけではなくて、隣の農家にわたす場合もあるなどという、やはり流通まで考えないと、混入防止にならないのではないかと、ちょっと不安なのですが、いかがでしょうか。

大塚座長 そのへんに関しては、事務局としてはいかがでしょうか。

農林水産部長 厳密に生産と流通を切り分けるというよりも、生産現場を中心にして、直接生産に関わってくるという意味で、いま熊澤委員が言われた範囲を取り込むとか、あるいはご意見をいただければ、そういうかたちも可能だろうと。我々はこの整理をしていた段階で、流通段階という、完全に市場流通に入っていくような課程で、製品の区分けができなくなる。非常に表示の問題と裏腹なのですが、生産された商品が流通に乗っていく段階で、それが全然管理をされないで混入されてしまうとか、むしろそっちのほうが大きな問題だろうというふうに考えて、ここは流通段階における混入、そして表示ということで、独自に大きな問題として取り扱わなければならない問題ではないだろうかという意味です。

したがって、厳密にここからは生産ではないではないかと言う必要もないし、そこはここへんまで含めて書いておいたほうがいいですよというご指摘をいただければ、事務局としてはそう整理できます。

農業振興部長 もう一つ、補足いたしますと、農林水産省の「第1種使用規定承認組換え作物の実験指針」、ここで混入防止措置がかなり謳われております。このへんをイメージしまして、そこが生産段階であろうというふうに考えておまして、私どもは実験段階においては指針に準拠していただく。あるいは、生産段階においてもそのようなイメージで、生産段階はこのようなものではないかというふうに考えたところでございます。

大塚座長 このところは、基本的スタンスという中で、どのようなものに対して対応していくかということだと思いますので、あまり厳密にここできちっと考える必要はないのかなというふうに、私も考えております。生産段階というのも、非常にあるところまではっきりと区切って、そこでの防止措置だけを考えましょうということをやっているわけでは、まったくないわけだと思いますし、単に基本的スタンスとして何に対してガイドラインなり何なり、そういうものをつくっていくべきかということをやっていると。それ

を流通と区別するというご理解いただければいいのではないかと思います、よろしいでしょうか。

では、(1)の交雑・混入防止の対応についての基本的スタンスということでは、これでよろしいということにしたいと思います。

次に(2)の情報公開です。が都民への情報公開が重要なポイントであるということ。が都民の関心を高め、認識を深める努力が必要であるということですが、これについてはいかがでしょうか。これも、基本的なスタンスということでご理解いただければ、特に問題はないのではないかと思います。さらに付け加えることとは、よろしいでしょうか。

では、(2)もオーケーということで、(3)その他ということですが、交雑等に伴う農家の経済的な被害への対応という視点をもつ必要があると。これは、2番の(1)のところで、交雑・混入防止ということを行っているわけですが、そのときに何を問題にしているかということ、農家の経済的な被害だということをつけ加えていると考えればよろしいわけでしょうか。

先ほど、都田委員のほうで、等ということについてご意見が。

都田委員 生産側からすれば、交雑等に伴って農家が経済的被害を受けた場合、これは当然対応していただくというのがあるのですけれども、やはり東京の農業の場合には、顔が見える農業ということで、都民の方のすぐ近くで農業が行われる。そうするとその近くで、例えば、遺伝子組換えの作物等の栽培が行われた場合には、風評被害が一番怖いのです。ですから、経済的に、いわゆる措置的に被害を確定できるのかと言われると困る面があるのですけれども、例えば、庭先販売をおもにいらっしゃる農家の方が、農薬を撒いただけでその日は売れなくなってしまうという話もありますので、そういう風評被害的なものも入れていただかないと、かなり生産者側としては厳しいのではないかなという気がするのですが、澤田さん、これについていかがでしょうか。

澤田委員 生産者としては、都田さんのおっしゃるとおりで、圃場が小さくて、本当に隣り合わせ、農家同士も隣り合わせ、またその圃場の周りが普通の都民の皆さんに囲まれてという生産環境で生産している状態では、現実にそこで交雑してしまったものが、その農家の生産物としてできてしまったときに、あその畑はもう危ないのよという表現をもしされたら、農家というのはそこから動くことができないので、かなりきついことになるのかと思います。

変な話ですが、先ほど都田さんも、農薬を撒いたから今日は売れなかったという話がありましたけれども、現実に高いマンションからあちこちの畑を見ている人がいて、今日はあその農家は危ないよという情報が流れるという話を聞いたことがあるくらい、敏感な都民もいらっしゃるようなので、風評被害、それ自体の評価の仕方というのは、非常に難しいとは思いますが、何かしら入れていただければと思います。

大塚座長 そのほかに、風評被害に関して、ご意見はいかがでしょうか。一つの考え方としましては、このようなかたちで都に何らかのガイドラインのようなものをつくっていただくということの目的として、そのような風評被害が起らないように適正な情報を流すということがあるとは思いますが、風評被害に対する経済的な補填等を何らかのかたちで制度化する、ルール化するというようなことは、ちょっとこの検討委員会の範疇を超えてしまうようにも、私は思うのですが、そのあたりはどなたかご意見はございますでしょうか。

平塚委員 いまの大塚座長のご指摘のとおりだと思います。特に風評被害というものに関しては、それ以外の1番、2番のような具体例がある程度蓄積している問題と異なりまして、まだ未知の部分が多すぎるといって、ケースバイケースで非常に異なった対応をしていかなければいけないということがありますので、あまりかっちりしたことをここで言い切ってしまうと、実際に効力のないような内容になってしまう可能性が非常に高いのではないかと思いますので、もうちょっと慎重に考えたほうがいいと思いま

す。

もちろん、先ほど大塚委員のご指摘のとおり、そういうものが、風評被害が起きないように具体的な行動をとるということは、もちろん必要だとは思いますが、特に経済的な被害が起きた場合の対応というのは、それはもう範疇を超えていますので、そこらへんは踏み込まないでという、但し書きは必要だと思います。

都田委員 そういうことであれば、この風評被害が起きないように行動をとるという、そういう項目ぐらいいは入れていただかないと、例えば、これをガイドラインとして一般圃場で栽培したいという方があらわれた場合に、とても地域住民、あるいは周辺農業者の理解は、地域住民は別としまして、農業者の理解は得られないだろうと思うのです。ですから、風評被害をガイドラインによって抑えて起きないようにするのであれば、そういう項目もぜひ入れていただきたいというのが、私のお願いです。

大塚座長 風評被害に関する基本的スタンスというものを、一つ、2の対応のところに入れるということは、何らかのかたちではできると思います。具体的にこういう対応をとるということは、難しいと思うのですけれども、基本的な考え方として風評被害をできるだけ起こさないようなかたちでの情報提供、それから周辺住民、周辺農家への理解を栽培者に対して求めるというかたちでの、文章を入れるということではできないのではないかと思います、いかがでしょうか。

農林水産部長 座長の仕切りで、ぜひお願いしたいと思うのですけれども、おそらく経済的被害への対応ということで、風評被害に対応すると、これはかなり、まず査定そのものがきわめて難しい、法律的にも難しい、裁判事例として何例か積み上げていくとか、いろんなステップが必要になっていくわけです。

ただ、最初にお話いただいたとおり、まず基本的にこの指針をつくるという一つの大きな目標に、東京の農家の風評被害を防止するという大きなスタンスがありますから、そういう基本的な考え方も中に入れ、様々な制度的担保の中で、そういうことかなるべく起こらないように仕向けていくというふうな取扱いにさせていただくほうが、事務局としては整理しやすいと思います。

大塚座長 はい。というような方向で、澤井委員いかがでしょうか。

澤井委員 起こさない方向に。都への提案というか、最後の部分の栽培計画書とか、そういう部分にも関わってくるのだと思うのですけれども、この計画書の中身のほうでもどういう話なのか聞きたかったのですけれども、そういう方法でこのガイドライン自体が風評被害を起こさない方向にもっていくということなので、どうか。

先ほど座長が言われたように、ちょっと考えがまとまらないのですけれども、このガイドライン自体が風評被害を起こさないようなかたちにもっていくという話でしたよね。そういうかたちでいけるのなら、それでいいとは思いますが。

大塚座長 ガイドラインかどうかわかりませんが、何らかのかたちでのガイドラインのようなものを要請するというのが、最終的な報告の内容になると思うのですが、その目的、あるいは基本的な考え方として、風評被害等の防止ということを一つ加えてもらうということで、基本的スタンスの中に、そういった言葉を、文章を入れていただくということをお願いしたいと思います。

栽培計画書等にどういうふうにして含めるかについては、また次のステップで検討したいと思います、よろしいでしょうか。

澤井委員 はい。

大塚座長 とういうことで、真ん中の基本的スタンスのところは、これでだいたい合意いただけたということで、よろしいでしょうか。

それでは、一番大変なところでございます。「都への提案」というところに入りたいと思います。まず、留意点といたしまして、安全・安心の視点に立った「特別栽培農産物認証制度」など都の農業振興施策との整

合性が必要であるという前提をまず第一にかかげるということですが、これについてご意見は、いかがでしょうか。

これは、これまでの議論の中でも何度か出てきたことですので、ぜひこのようなかたちで前提をつけたいと思いますが、よろしいですね。

それでは、この点はよいといたしまして、「以下の事項につきガイドライン等を作成」ということですが、この「ガイドライン等」につきまして、多少事前に議論があったようですが、いかがでしょうか。

日比委員 ガイドラインといっても、私が想定していたのは栽培指針です。どうも行政サイドは指導指針みたいなことだったようなのですけれども、実際に指導指針というのであれば、そんなに細部は決めなくてもいいのかもしれませんが。こういう方向で指導しますよというのです。

隔離圃場における試験研究については、それは指導指針でもいいのです。農水省試験研究機関における実験指針は全部できていますので、それに準じること、それに補償規定をどうするかということをつけ加えなさいという指導指針でかまわないと思うのですが、問題はこの一般圃場における栽培で、交雑・混入防止措置などというふうに書いてありますけれども、交雑・混入防止措置と言われても、実際には作物ごとに何メートル離せばいいのかとか、袋かけはするのかとか、要するに隔離圃場とまったく同じことをしなさいと言うわけにはいかないわけですし、カルタヘナ条約上は別にそんなことをしなくてもいいことで許可になっているわけです。だから、それをただ単に指導指針としても、実際にやってみようという農家の方は、では具体的にどういう措置をしたらいいのかという、要するにそのガイドラインがないわけです。国が定めていないので、都が独自に定める必要があるのか、定めざるを得ないのかもしれませんが、なるべく指導指針みたいな格好で、少し穏やかな形にしたいとすると、その指導指針自体は一般圃場においては、隣接する圃場の同一作物の混入・交雑を防止するように措置することと書いてあるだけになってしまうでしょう。実際は、どうしていいのかわからないですね。ですから、ここをもう少し皆さんも議論をして詰めたほうがいいと思うのです。私は、もし国が本来定めるべきだけれども、定めないためにこういう混乱が起こっているのだとすれば、都としてある程度の基準を定められたほうがすっきりいくと思うのです。そこらへんは、委員の皆さんのあいだでも議論したほうがよろしいかと思うのですが、大塚先生などもそこを指摘しておられましたけれども。

大塚座長 他の自治体のガイドライン等を見ますと、基本的には指導指針なのです。ただ、茨城県と滋賀県だったと思いますけれども、内容的にはかなり指導指針的なものなのですが、栽培しようとする者はというような文言で、対象を栽培者にしているようなものもあるわけで、かなり指導指針と栽培指針との境界というのは、ファジーなものがあるように思います。

ただ、問題は日比先生がご指摘されたように、一般圃場で何のガイドラインもないということ。それを一番左側の問題点で指摘するわけなので、ではその一般圃場における栽培に対してどうするのかというときに、まったく何もなしということでは、つまり現状追認では、報告書としても整合性がとれないと思います。

ですから、一般圃場において、何らかの栽培にかかわる指針なり、あるいは栽培しようとした人が計画書を出したときに、それを審査する基準なりというものをつくっておかないと、実際に一般圃場における栽培の、先ほど風評被害の話も出ましたけれども、そういうものを防止する効果も出てこないということになってしまうのではないかと思います。

やはり何らかのかたちで、その一般圃場における栽培について、もっと具体的な内容をもったものをつくっていく必要があるということは、できれば書きたいと思いますが、ほかの委員の方はいかがでしょうか。

熊澤委員 前回までの議論で、とりあえずこの場では、短期的対応としては東京都で遺伝子組合作物を栽培したいという話は出てこなかったと、私は理解しているのです。中長期的にはそういうこともありうる

かもしれないという話であったと。となると、ここでいま、短期的対応として栽培指針をつくるというのは、ちょっと時期尚早ではないかと、私は思います。

消費者の立場で考えて、万が一、栽培するときのためなのだと言われても、栽培指針ができたということは、近い将来栽培するということを想定しているのだという印象を受けるのですけれども、それでよろしいのでしょうか。ぜひ、都田委員にご意見をうかがいたいのですけれども。

都田委員 考え方が、まだまとまってはいいのですが、短期的に確かに起こる可能性は少ないのだろうと思うのですけれども、ただ、このあいだの東京都が行われた生産者の中のアンケートを見ますと、条件が整えばやる意思があるという方がいらっしゃるわけで、ですからそういう意味で、やはり座長がおっしゃるように、何らかの意味でそういう基準なりをつくっておかないと、出てきた場合にまた、もう一回やり直すということにはなと思うので、一応の審査基準みたいなものはつくっておくべきではないかなと、私は考えてはいるのですが。

日比委員 当面、短期的には出てこないとは、言い切れないのですよ。もうすでに許可になっているのですから。だから、茨城県で遺伝子組換えの許可になっている大豆を栽培したら、トラクターでつぶされましたけど、あそこで栽培すること自体は、いまの法律的にはまったく問題がないのです。そういうわけで、どんどん今、一般圃場での栽培許可になっている作物は出ているわけです。ですから、農家の方の中にはやってみてもいいという方がおられるかもしれないし、そういう方が出てきたときに、こちらが何も無いということになるでしょう。

ですから、東京都として栽培を奨励しようとしているわけでは、必ずしもないのであるけれども、まったく何の規則もなければ、同じことがあちこちで起こるということです。それを防止するためには、少なくとも基準になるようなものを策定して、届出制にするか、あるいは、計画書を出すような制度にしておかないと、しょっちゅうこれから問題が起こるということです。それに備えてあらかじめ、都としての対応を決めておかなければいけない。そういう対応もしないというなら、ただ単に情報公開して、遺伝子組換えに対する都民の理解を深めましょうということしか、決まらないですよ。

澤井委員 私はこの検討委員会にお呼びがかかったときに、まさにこの内容を決める会だと思ってきていたのですよ。話し合いが進んでいくうちに、少ない回数でどこまでできるのかなと思っていたら、結局、踏み込んだ話がほとんどできなくて、ここまでできてしまったというのが現実で、もし今日まとめるのでしたら、もうちょっとこの部分に時間を使ってやっておかないと、また年度が変わって再び同じような会議がはじまっていくのではないかという気持ちがしています。

熊澤委員 いま、言ったようなスタンスだということが、この会で確認できているのであれば、私もさっきはそういうふうに言っていましたけれども、このスタンスを確認したから言ったというのものもあるのですね。こういうスタンスで栽培指針というものをつくっていくのだというのであれば、ここに入れていいのではないかと思います。

大塚委員 平塚委員からご意見をいただいていないので、一応。

平塚 日比委員がおっしゃったのは、まさにそのとおりだと思うのですけれども、先ほどちょっと出ていた、かなりこまかいところまで決めるという議論になりますと、逆に現実的には難しいのではないかというふうに思いますので、なるべく個別対応、個別協議という部分を強調したような対応が現実的ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

大塚座長 ということで、もうすでに内容に踏み込んで発言されているわけで、ここで少し内容に踏み込んだ議論をやっていただこうかと思うのですが、いまのところでは、地域住民の理解、交雑・混入防止措置、補償等を記載した栽培計画書の都への事前個別協議ということで、こちらのほうでは書いてあるわけ

ですけれども、それに、事前個別協議をするにしても、その協議を都側がするにあたって何らかの基準なり、指針なりが存在しないと、本当にばらばらの対応になってしまいますし、逆にどういった計画書を出せばいいのかということがわからないで、それを都に聞きにくると。そのときに答えられないということにもなりますので、何らかの基準をつかったほうがいいのではないかとということで、先ほど私は申し上げたのですけれども。

どの程度の内容まで含めるかというようなことに関しても、そこまで細かいことをいま決める必要はないと思いますが、多少ご意見をうかがえたらと思いますが。澤井委員は、何かそのへんお考えが。

澤井委員 この中には入っていないのですけれども、栽培者というのですか。ちょっと考えていたのは、研究機関みたいのところか、会社みたいのところ、想定なのですけれども、その機関、会社の資本力というところで変ですけれども、一般圃場で栽培計画をして、許可になって栽培をしたのだけれども、交雑が混入とかが、実際に起きてしまった。補償という問題になった場合に、会社がつぶれて、はい終わり。補償など何もできません。結局、農家は風評被害で泣いてしまうということが、実際に起きるのではないかと。

これは、直接には関係ないのですけれども、残土の問題です。私は八王子なのですけれども、八王子でも残土問題が非常に多くて、業者がいろいろな難しい許可をとって残土で山を埋めたりするのですけれども、問題を起こして結局は会社をつぶして逃げちゃうのです。そういう現実がありますので、そういうところでもある程度、栽培者の担保能力みたいな考え方が入れられないかなと思っています。

大塚座長 ここで細かい話を決める必要はまったくないのですけれども、そのほか何か考え方として、もし基準等をつくるのであれば、そこに入れなければならない項目ということで、何かご意見はございますでしょうか。

日比委員 個々については、ここでどのぐらいの規制をするかという議論はちょっと無理かと思うのですけれども、いずれにしても栽培計画書を都に出して、そのあと審査するのとか、承認制にするのか、届出制にするのかという議論は必要です。届出制とはいいながら、正式受理するまでに委員会を経由するという形式をとられるのであれば、ガイドラインについては、そういう措置をとりますよということだけでもいいのかもしれませんが、その委員会としては、専門家を集めて、作物ごとに、あるいは導入遺伝子ごとにかなり検討しなければいけない。ケースバイケースで変わると思うのです。

これからカルタヘナの1種許可はどんどん出てきますので、入れた遺伝子にもよりますし、作物にもよります。農水省の研究圃場における試験研究栽培でも、作物はいまのところ3、4種しか出していませんね。それらについては隔離距離を何メートルとかと決めたのですが、隔離圃場における栽培指針では、条件をかなりきつくしてありますので、あの指針どおりにやれば一般の圃場の非組換え作物と交雑することは、まずあり得ません。だから、隔離圃場については、農水省の指針に準拠して、被害の場合の補償の点だけを付け加えて考えればいいのです。一般圃場での場合は、要するに作物によって違うので、それはやはりしるべき審査を経て受理するとかいうようなことを、ガイドラインに書くとすればそういうことになるかと思えますね。個別に決めていかななくてはいけないのではないかと思います。

農林水産部長 この検討委員会は、消費者の方、生産者の方、学識経験者の方と幅広い視点で、非常に大所高所からご議論いただきたいという趣旨で持っているものでございまして、そういう意味ではかなり論点が整理されてきたわけですし、何を問題にしなければいけないか、また東京都として何を大事にしなければいけないのかという、かなりのご示唆をいただいているわけです。肝心要のいま議論になっている部分というのは、事務局の中でもちょうど議論をしているところでございまして、当然、東京都が個別に相談、協議を受けたとした場合に、その協議を受けるときの判断の基準がなければいけないということと、もう一つは判断のできる、あてはめの識見がないとこれはできないということがわかっております。それで、おそらく

これは個別協議性をとって、それを実効論、またはかなりの強制力を持たせようとした場合には、さらに高度の法的手段をとらないとできないだろうと。

当面、急がれている様々な事態はいろいろ起こってくるわけですから、その場合には必要最小限うちとしてのスタンスを明確にし、お願いごとであってのガイドラインをつくる。その上にさらに、様々な事態も変化も予測されますので、次のステップを東京都としては考えざるを得ないのかなと。そのときにこの検討委員会では、そういうことも見越して対応すべきであるというご意見をいただければ、そういうかたちで、報告書の中で方向性をご示唆いただければというふうには思って、うかがっておりました。

大塚座長 ということ、具体的にどういうものにすればいいかということは、行政上の様々な問題等もあるかと思いますが、まったく何もない段階での、単なる個別協議ということではなくて、単なる届出制というのではなくて、何らかの審査基準なり、審査制度なり、ステップを踏んでいけるようなものをつくっていただきたいというようなかたちの提案ということで、まとめていただければというふうに思います。ということで、ほかの委員の方々はいかがでしょう。

その細かい問題、どういうことを含めるのか、地域住民の理解がどうなっているのかとか、あるいは種によってかなり交雑防止措置の違いとかいうこともあるでしょうし、あるいは風評被害等の問題というのここからくる問題ではありますけれども、そういった細かい問題まで、この場で全部決めていくということではできないことですので、それは別途何らかのかたちで、実際の指針なり、基準なりの策定に向けて、都のほうで動いていただくということで、そのようなかたちでの提案といたしたいと思いますけれども、いかがでしょう。

日比委員 何らかの、そういう措置をとりますよということを書いておく必要があるのですが、それができるまでにそういう問題が起こったときにどう対応するのかということが、まったく抜けているのです。明日問題が起こってもおかしくないのです。当面は、どういふふうに対応するかということも書いておかないと。また、指針策定の時間的目安も示しておかないと、いっこうにガイドラインもできあがらない、ずっとペンディングの状態で行くわけです。

大塚座長 いまのご指摘については、いかがでしょう。

農林水産部長 ここの隔離圃場における試験研究栽培の基準については、当面は農水省の第1種使用規定承認組換え作物栽培実験指針というのがございますが、これに準じたかたちでの、いわゆる一番大事な問題というのは、交雑防止に対して、どれぐらいの措置ができるのか。

また、ある意味で風評被害というのは、科学的基準以外の、かなり現実的な問題がありますよね。そういう意味では、行政的指導ないしは、農家の方々のご意見を踏まえて、要請を様々していくとか、やりようがあるかと思います。ただ、日比先生のおっしゃられたことは、ぜひ報告書のほうに、委員会のご指摘ということで書くようにご指示いただければ、そのようにさせていただきたいと思います。

大塚座長 1の短期的対応で、(1)(2)とありますが、(2)の中でということになるのでしょうか。(2)の ということ、たぶん事前個別協議を行うにあたって何らかの制度、および基準をつくってほしいということの次に、もう一つ項目をつくって、そういった制度ができるまでの緊急的な措置として、どのようなことを行うかということを決めるべきであるというような言い方で加えていただくのがよいかと思いますが、いかがでしょう。

農林水産部長 ちょっといまのご趣旨で踏まえて、最終的には座長と都と相談してその記述を固めていくと。

大塚座長 ということ、一応、短期的対応についてはご了解いただいたということで、よろしいでしょうか。それでは2の、都における情報公開と市民参加ということですが、これも情報公開と市民参加

の手法を確立するということですが、これについてご意見はいかがでしょうか。

これは、現在でも行われていることで、それをさらに進めていただきたいというような、非常に一般的な要請かと思いますが、何か付け加えることとございますでしょうか。

それでは、3番の中長期的対応ですが、4つございます。科学的検証システム等「共存」施策検討ですが、これについては、いかがでしょうか。3番の中長期的対応につきましては、これは本当にいますぐということではありませんので、幅を持たせて理解しておいてよいかと思うのですけれども。

が、地域農業者が自主的に取り組むGMフリーゾーンの手法について情報提供、がリスクコミュニケーションの推進、これらの対応策を随時見直すことができるというようなことかと思いますが、いかがでしょうか。等に関して、何か変えたほうがいい、あるいは付け加えたほうがいいということがございますでしょうか。

熊澤委員 1番については、もうちょっとどういうことなのかを説明していただきたいと思っています。2番についてなのですけれども、地域農業者というところを、住民もしくは都民にしてはいかがかと思っています。というのは、いま日本でもGMフリーゾーンの運動がはじまっていて、「遺伝子組換え食品いらないキャンペーン」などが行っているのですけれども、そのGMフリーゾーンに関しては、農家だけではなくて、GM食品をつくらない農家、食品業者を含め、それからGM食品を売らない流通販売業者、それからGM食品を買わない消費者も、GMフリーゾーンの宣言をしようというキャンペーンになっているのです。ですから、これが農業者だけではなくて、都民、広く住民でもいいと思うのですけれども、にしたほうがいいと思います。

大塚座長 それでは、の説明をもう少し詳しくお願いします。

三谷事務局長 科学的検証システム等「共存」施策検討につきましては、前にご議論いただきました内容ですけれども、基本的には、交雑・混入に関する科学的な検証とか確認の体制整備について、きちんとしたものを出していくべきだ。もしくは、進めていくべきだということの一つ考えています。

また、ご議論のございました内容ですが、第2世代以降のものについて、なかなか読みきれない部分がございますけれども、そういったものが出てきたときも、遺伝子組換え作物と非作物が、現実問題として共存する可能性も高いというふうに考えておられて、それについても考え方を検討するというところでございます。まだ、結論が見えていないわけではないので、そういった状況を踏まえて検討するという概要になるかと思えます。

大塚座長 よろしいでしょうか。科学的検証システムの問題と、共存の施策の問題は、ややずれがあるので、それでちょっと違和感を覚えられたのかなというふうに思います。共存の場合は、もう少し、単なるモニタリングだけではなくて、もう少し幅広い考え方になるかと思えます。そういったことを含めて、中長期的に対応を考えてくださいということであれば、全然問題はないと思えますが。

2番目、の地域農業者という言葉ですけれども、これをもっと広く、都民あるいは地域住民に変えてはどうかというご意見ですが、ほかの委員の方はいかがでしょうか。農業者サイドからということで、都田委員、いかがでしょうか。

都田委員 私は当然、地域農業者だけで決める問題ではないと思いますので、熊澤委員のおっしゃる言葉、用語については、べつに違和感はありません。

大塚座長 現実に熊澤委員がおっしゃいましたように、農業者以外の方も、いまGMフリーゾーンに取り組んでいらっしゃるということでございますので、ここはもう少し広い言葉で書き直すということでもよろしいでしょうか。

それ以外の点は、いかがでしょうか。では、3番の中長期的対応も、そういうことで、終わらせたいと思

います。

最後4番、国への要望ですが、経済的被害への対応、例えば、調査、除去・処分、損失補償等の考え方を追加するなどガイドラインの充実ということで、ここは経済的被害の対応だけが、国への要望の中で突出しているような印象がするのですが、それだけではないわけですね。

三谷事務局長 一番最初の問題点の指摘のときにもご議論がございましたので、現在国で一番欠けている一般圃場での栽培に対するの取組み、もしくは指針の策定、そういったことについては、ここであらためて取り上げていくことにしてはいかがでしょうか。

大塚座長 ぜひ、そのような方向でお願いしたいと思います。そのほかに、国への要望ということで、ご意見はいかがでしょうか。

農林水産部長 右側の4番の書き方で、経済的被害の対応というのをどう取り扱うかで事務局が一番悩んで、ここにいられてしまったということで、これでもいいのですが、実は問題点指摘のほうにも、国が果たすべき責務が不十分であるということを書いてありますから、こういうこともすべて受けて、国への要望をもう少し広範に書かせて取りまとめさせていただければと思っております。

大塚座長 ぜひ、そうしていただきたいのですが、もう少し具体的にその内容を説明していただくと分かりやすいかと思うのですけれども。

農林水産部長 まず1つは、一番最初に日比先生がおっしゃられましたところがポイントで、一般圃場における栽培指針というのを明確にすべきであるということ。それからまた左側を受けますと、試験研究の充実ということで、先ほどの中長期的対応の科学的検証システムを含めた、そういう内容も出てくるだろうと。それから国の各省庁が縦割りの対応ではなくて、やはり一貫した対応をしてもらいたいということもございます。

さらには、経済的被害の対応についての一定のルールづくりです。こういうことをしていく。もっとあるのですけれども、情報の公開と開示です、こういうことを進めていくというようなことが考えられます。

大塚座長 ということですが、これについてご意見はいかがでしょうか。一般圃場の問題、試験研究の問題等はこれまで議論してきたことですし、経済的被害への対応の問題というの、ここで話し合ってきたこととございますので、そういったことを入れていただけたらと思います。

ということで、国への要望としては一応4点おもに挙がったわけですが、よろしいでしょうか。一応、検討委員会の報告案ということでの骨子をまとめることができたと思うわけですが、何か追加で、あるいはここは変えたいとかいうご発言がありましたら、ぜひお願いいたします。

日比委員 別に追加というわけではないのですが、この委員会報告をどこに出すのですか。都議会ですか
農林水産部長 この委員会報告は、都知事が受けるかたちです。

日比委員 こういう委員会が急遽できたのは、そもそもは東大農場での遺伝子組換え実験が問題になって、どう対応したらいいかということではじまったのだと思うのですが、これまでの3回でどういう進歩があったかという、少なくとも短期的対応のうちの隔離圃場での試験研究栽培については、とにかく農水省の規定に従ってくださいよという要望を出して、それをクリアしていれば都としても認めるということは、もう固まりつつありますね。一般圃場では、実際にこの事例はまだ起こっていないけれども、それも想定してなるべく早めにその対策をたてておくべきだというのが、結局この委員会で進んだ点ですね。一般圃場のほうがもう少しめらればよかったのですけれども、具体的事例はまだ出ていないということもあるのですけれども、その作業を急ぐべきだということと、何らかの届出なりをしなければいけないということを提案するという、ステップが一つ進んだとは思いますが、そんなところで、事務局サイドもそのへんまで進めばいいと考えておられたようなところまでいったのでしょうか。

農林水産部長 ありがとうございます。ご指摘のとおりでして、前回東大農場で起きたときもうちのほうがかッチしまして、東京都のほうで市とも連絡をとり、東大のほうに何度かはたらきかけていったということで、説明会の開催とか、具体的には情報の開催から都民の理解、周辺の農家の理解を求めるようにはたらきかけてきました。ただ、もう少し、何が一体問題で、ということをさらに詳しく切り口、論点を整理しなければいけないということ。それからさらに次のステップで何をやるかということをはっきりと明らかにしないかぎり、前に進められませんので、非常に短期間で3回ということなのですが、そういう意味では、まずはやるべきことが明確になりましたし、それから農水省の指針を最低のものとして守っていただくようなかたちでの指導を進めることはできます。

大塚座長 それ以外には、何かございますでしょうか。私は一つだけ質問なのですが、隔離圃場の場合に農水の機関の作物実験指針に従うということで、前回事前にいただいた素案の中で、それだけではなくて、交雑・混入等による経済的被害が生じた場合の補償の考え方についても、隔離圃場での試験研究栽培についても加えてはどうかということが入っていたかと思うのですが、それについてはどういうふうにとらえたらよろしいのかと。

農林水産部長 いまの検討会でのご発言にもあったと思うのですが、風評被害まで実際に入れてしまうと、際限なく経済的被害というのが拡大してしまうのではないかと。ただ、物理的に混入・交雑があったということがわかったら、それを除去する費用とか処分する費用、またはもともとそこに作物があったわけですから、そういったことに対する補償とか、最低限のことはやはりしていただけますねというような確認をとっていくとか、それ以上の問題になりますとこれはもう民・民裁判の問題になったり、もっというと国家的補償の問題まで発展する可能性がありますので、そこまでは踏み込めない。現段階では踏み込めないかなというふうに考えています。

農業振興課長 もう一点なのですが、中で議論があったことなのですが、農水の実験指針に経済的な部分が触れていないというのがございまして、私どもの気持ちとしては、農水の実験指針をさらにそこまで配慮していただくような指針に充実をしていただけないかという議論はございました。それをちょっとこの中に盛り込まれているところでございます。

大塚座長 いまの点で、何か委員の方でご意見はございますでしょうか。できれば、隔離圃場についても、そのような項目といいますが、そういった項目を加えたかたちで試験栽培をやっていただくように、指導というかたちでも、やっていただけたらというようなことを報告書に加えるということは、可能なわけでしょうか。

農林水産部長 報告書の段階では可能だと思います。それで、これをガイドラインでどういうふうにしていくかというのは、非常に厳しい問題があると思いますが、報告書は報告書で必ず、これはきちっとした検討委員の意見として表明されるわけですので、それはそれできちっと生き残ると思うのです。これをガイドラインというかたちにせよ、行政指導の指針として明確に出すか出さないかというのは、かなり難しい問題がありますけれども、当然、今回の報告書を踏まえて指導の仕方、実はガイドラインがなくてもそういうことは実際にあるわけですから、実際に起こる被害ですから、それぞれに対しても農家の声はこうですというふうにお伝えすると、そういう事実的な行為はできると思います。

大塚座長 ということでしたら、せっかくですので、将来的にどうなるかわかりませんが、報告書の段階では入れていただいたほうが良いというふうに思います。都田委員もそうですね。その点は、もちろん風評被害は別かと思いますが、事実として交雑・混入等が認められた場合での経済的被害が生じた場合の対応というような考え方を盛り込んでいただきたいと思います。

そのほか、何か追加がございますでしょうか。なければ、以上を持ちまして検討委員会としては活動を終

えまして、報告の骨子を合意してまとめるという作業を終わりたいと思います。

これで事務局のほうに文案をつくっていただいてということになるかと思いますが、そのスケジュールについては、事務局のほうでご説明をお願いします。

3 閉 会

三谷事務局長 長時間、活発なご意見をありがとうございました。いま、座長からございましたように、これから事務局として今日のご議論をベースにして、文章化の作業を進めていきたいと思っております。スケジュールはまだ、具体的ないつごろまでにという目途がはっきりたっていない状況でございますけれども、できるだけ速やかにということできたいと思います。

その作業の中で、ある程度の段階で、各委員にまたお目通しをいたくなり、ご意見を頂戴することを考えております。かなり頻繁にやり取りをしなければいけない部分につきましては、できましたら座長の大塚先生に、委員の皆様のご承認をいただいた上で、役目をお願いできればと思っておりますが、いかがでしょうか。

各委員からご承認をいただいたようですので、それでは細かい文章のつめにつきましては、大塚先生にもうしばらく、また今後ともご指導をお願いしたいと思います。

それでは、最後になりましたけれども、閉会にあたりまして、農林水産部長からお礼の言葉を申し上げます。

農林水産部長 本当にご熱心なご議論をいただきまして、ありがとうございました。本検討委員会は本日で終了ということで、あらためましてお礼のご挨拶をさせていただきたいと思っております。大塚座長をはじめ、各委員の皆様には、本年1月の第1回から本日3回にわたりまして、大変ご多忙の中、貴重なご意見を賜りまして、心から感謝と御礼を申し上げます。

この検討会は、消費者や生産者、そして学識研究者の皆様から、それぞれの立場から様々なご意見をいただきまして、先ほども申し上げましたけれども、非常に大所高所のお話をいただきました。

また、その内容をすべてオープンにしていまいりましたけれども、この間、大変ご熱心な議論、私どもも大変勉強になりました意義のある検討会だったと思っております。この3回という非常に限られた回数で、いろんな議論をつくすというのは、非常に難しいことだと思いますが、時間の制約もございまして、また急がれることでもございます。これをいったんの締めとさせていただき、今後、都の対応のあり方について、本検討会の報告をきちっとまとめ、事務局としてのまとめ、そしてまた長を中心として、最終的な記入をしていただきたいと思いますと思っております。

それを受けまして、東京都では、指導指針等の策定に向けて、作業を進めていきたいと思っておりますが、本日の審査基準の問題ですとか、きちっとした審査能力のある、何らかのかたちの会の設置等が、今日審査されたようなかたちで、私は気持ち受け止めております。その際、また先生方にはご相談をさせていただくことになるかと思っております。今後とも、委員の皆様には様々な場面でご指導をいただくことになるかと思っておりますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

最後になりますけれども、大塚座長をはじめ、委員の皆様にご多大なるご尽力をいただきましたことを、あらためて御礼申し上げます、閉会にあたってのご挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

(閉会)